

伊達市であんぼ柿を生産している農家について、平成24年分のあんぼ柿の出荷停止に伴う逸失利益が賠償された事例。

## (全部) 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- 1 損害項目 営業損害に基づく逸失利益 金43万7160円
- 2 期 間 平成24年11月1日から平成24年11月30日まで

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金43万7160円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

(省略)

### 第4 清算

第1項に掲げる損害項目(但し、同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

平成25年2月22日

(仲介委員 犀川 治)